

令和元年 11 月 11 日

保護者 様

富山県立雄峰高等学校  
校長 上田 晃嗣

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）を提出いただいておりますが、今後は、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を保護者の方が記入・押印の上、学校に提出いただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

下記の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

出席停止の期間の基準

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで（解熱した後 2 日を経過しても、発症してから 5 日を経過しない場合は、出席できません。）

- 4 発症後 5 日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

「発症した後 5 日を経過」の数え方（例）

	曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
例 1	発症後 2 日目に解熱	発熱等の症状 発症 出席停止		発症後 2 日目に解熱				登校してもよい日	
数え方	発症 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目			
例 2	発症後 4 日目に解熱	出席停止				発症後 4 日目に解熱			登校してもよい日
数え方	発症 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	